



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

Vol.156
3月号

安全衛生に関する研修会を開催しました

2月13日(木)、宇都宮市のパーティにおいて、産業廃棄物処理業における労働安全衛生の向上と現場における労働災害の減少を図るため、安全衛生に関する研修会が開催され、協会会員36名が参加しました。



【講義する二階堂先生】



【会場風景】

今年度も二階堂労働安全コンサルタント事務所の二階堂久氏を講師にお招きし、「安全衛生法令違反の罰則規定と産業廃棄物業の取消要件」のテーマのもと、産業廃棄物処理業における労働災害の発生状況や労働災害による送検事例、監督署の是正・指導内容を学んだほか、化学物質による労働災害防止のための新たな規制などについて、動画や写真を用いて具体的な事例紹介やテスト形式などにより留意事項をご講義いただきました。

産業廃棄物業の労働災害

令和7年1月現在(速報値)

局	茨城局 死傷災害	栃木局 死傷災害	群馬局 死傷災害	埼玉局 死傷災害	千葉局 死傷災害	東京局 死傷災害	神奈川局 死傷災害	全国計 死傷災害
令和6年12月末 (速報値)A	25	29	25	120	68	139	113	1,488
令和5年12月末 (速報値)A	17	26	30	109	65	98	94	1,389
差(A-B)	8	3	-5	11	3	41	19	99
令和4年12月末 (確定値)A	23	24	29	122	70	103	100	1,524
令和3年12月末 (確定値)	23	26	25	115	76	116	106	1,506

※厚生労働省の集計は、1月～12月が1年の単位。

協会では、毎月発行する当会報「協会だより」において、二階堂先生から労働安全衛生に係る記事を書いていただき、労働災害の未然防止に努めております。
是非ご覧いただき、安全衛生対策や従業員の安全教育などに御活用ください。

令和7年度許可等講習会について

日本産業廃棄物処理振興センターが実施する許可等講習会は、オンライン形式及び対面形式により開催され、栃木会場は全てオンライン形式になります。オンライン形式とは、事前にパソコンで講義動画を視聴して受講し、試験会場で修了試験を受ける2段階形式のオンライン型講習会です。受講される方は、日本産業廃棄物処理振興センターのホームページから申込みください。ホームページ <https://www.jwnet.or.jp>

○受付開始日時

処理業の許可講習会（新規、更新）

令和7年3月25日（火）9：00～

特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

令和7年3月26日（水）9：00～

■栃木県の試験会場：コンセーレ 大ホール（1F）宇都宮市駒生1-1-6 TEL028-624-1417

【新規】産業廃棄物の収集・運搬課程

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和7年7月2日（水）	13：40	150	25,300円

【新規】産業廃棄物の処分課程（＊収集・運搬課程と処分課程の同時受講する場合）

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和7年10月1日（水）	10：00	20	39,600円 ＊57,200円

【更新】産業廃棄物の収集・運搬課程

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和7年7月2日（水）	10：00	150	16,500円
令和7年10月1日（水）	13：40	150	16,500円
令和8年1月28日（水）	13：40	150	16,500円

【更新】産業廃棄物の処分課程（＊収集・運搬課程と処分課程の同時受講する場合）

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和7年10月1日（水）	10：00	30	20,900円 ＊33,000円

特別管理産業廃棄物管理責任者

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和7年7月3日（木）	10：00	150	13,200円
令和8年1月28日（水）	10：00	150	13,200円

＜当協会を受講申込み・講義動画が視聴できます！＞

当協会では、パソコンをお持ちではない方、パソコン操作が苦手な方、Web環境が整っていない方などを対象に、受講申込みや講義動画の視聴について御支援いたします。当協会への別途負担は発生しません（講習会受講料のみ）。是非、御相談ください。TEL028-612-8016

○受講申し込みから、受験までの流れ

- ①当協会へ連絡後に来所。協会のパソコンで受講申込みの手続きを行う。
- ②送付先住所に届いたテキストを協会に持参。栃木県立美術館普及分館会議室にてオンラインで「講義動画」を視聴。
- ③受験日時に試験会場（コンセーレ）に行き、試験を受ける。

～協会ニュース～

【青年部】 関東ブロック 新春講演会及び賀詞交歓会を開催しました

2月14日(金)、青年部協議会関東ブロック新春講演会及び賀詞交歓会が、神奈川県横浜市のパシフィコ横浜会議センターとベイブリッジカフェテリアにおいて開催され、1都7県の青年部員及び来賓者など78名(当協会10名)が参集しました。

○新春講演会

議題：催眠療法による潜在意識の改革

講師：催眠療法士／能力開発トレーナー 坂上 コウ 氏

参加者全員に催眠術をかけ、自分の脳の中のリミッターを解除して、潜在意識の変化を体験する内容でした。

○賀詞交歓会

中嶋関東ブロック部長が主催者挨拶を述べた後、青年部OBであり公益社団法人神奈川県産業資源循環協会の藤枝会長から祝辞を頂戴しました。その後、伊澤青年部協議会統括幹事のご発声により乾杯を行い、祝宴へと移行しました。会場は、名刺を交換している方や談笑している姿が会場のあちらこちらでみられ、青年部同士の交流を深めている光景が拝見できました。最後に閉会の辞として、来年度交流会開催担当地である群馬協会の庭前部会長より、設営を行った神奈川協会への感謝の言葉と今後の業界発展や会員企業の繁栄を祈念し、盛会裏に終了しました。



【新春講演会 講演する坂上氏】



【新春講演会 会場風景】



【賀詞交歓会 会場風景】



【賀詞交歓会 栃木協会青年部】

－青年部に入部しませんか－

青年部は、(公社)栃木県産業資源循環協会の組織の一員として、協会が実施する事業への参加・協力及び全国産業資源循環連合会青年部協議会等の事業に参加するなど、部員の人材育成に積極的に取り組んでいます。令和7年3月1日現在、27名の部員がおりますが、より多くの協会員に賛同いただき、部員の資質向上と連携強化を図ることにより、部員が所属する貴社におかれましても発展の一助になると考えております。

是非、御入部いただきますようお願いいたします。TEL028-612-8016

産業廃棄物マニフェスト 価格改定のお知らせ

昨今の原材料費・印刷費等の高騰により、令和7年4月1日から公益社団法人全国産業資源循環連合会発行の**産業廃棄物マニフェストの価格を改定**いたします。皆様にはご負担をおかけしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、建設六団体副産物対策協議会発行の**建設系廃棄物マニフェストおよび電子マニフェスト送り状の価格については変更ございません。**

価格改定内容

産業廃棄物マニフェスト (全国産業資源循環連合会発行)		部数	現行価格 (税込)	改定後価格 (税込)
直行用	単票（手書き用）	100部	3,000円	3,300円
	連続票（ドットプリンタ用）	500部	15,000円	16,500円
積替用	単票（手書き用）	100部	3,000円	3,300円
	連続票（ドットプリンタ用）	500部	15,000円	16,500円
電子マニフェスト産業廃棄物送り状		100部	1,100円	1,100円

建設系廃棄物マニフェスト（変更なし） (建設六団体副産物対策協議会発行)		部数	現行価格 (税込)	改定後価格 (税込)
単票（手書き用）		100部	2,500円	2,500円
連続票（ドットプリンタ用）		500部	12,500円	12,500円

公益社団法人栃木県産業資源循環協会

〒320-0043 宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館3階

TEL 028-612-8016 FAX 028-612-8017

<https://www.tochigi-sanpai.or.jp> E-mail: info@tochigi-sanpai.or.jp



佐藤 泉 法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座 1 丁目 16-6 鈴常ビル 4 階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column

—— コラム ——

○ヤード環境対策検討会（第3回）

2025 年 1 月 15 日に開催されたヤード環境対策検討会（第 3 回）では、実態調査の結果とヤード環境対策に関する取組の基本的方向性が示されました。

実態調査の結果によれば、再生資源物の保管等を行っている事業場数は 3,260（有害使用済機器保管等届出件数（612）を除く。）であり、その約 3 分の 1 が関東に集中しているとのことでした。発生している支障は、騒音が最も多く、次いで飛散流出、火災などです。今後の規制の在り方について、許可制導入意見は自治体数 129 の内 56、届出制継続かつ対象品目の拡大意見は 40、許可制導入に消極的意见は 10 と、自治体によって意見が分かれていることが分かりました。

これを踏まえ、今後の対策は、有害性、地域の実情、海外への不正輸出防止などの観点から検討することになるでしょう。

<https://www.env.go.jp/content/000282294.pdf>

<https://www.env.go.jp/content/000282353.pdf>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 7 年 2 月 17 日掲載）

○PCB 廃棄物の今後の対応

PCB 廃棄物については、国等による処理体制が構築されていましたが、高濃度については全ての施設で期限が終了し、低濃度についても令和 9 年に期限が到来します。そこで、新たな処理の体制が必要となっています。

2025 年 1 月 14 日に開催された PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会では、今後の PCB 廃棄物処理の体制について、高濃度、低濃度の双方に課題と対応策が示されました。早期処理は重要ですが、今後発見される可能性がある廃棄物に対応する方法が示されたことは、安心です。また、これにあわせ、低濃度 PCB 廃棄物の届出書式の改定案も公表されました。

<https://www.env.go.jp/content/000281558.pdf>

<https://www.env.go.jp/content/000281611.pdf>

<https://www.env.go.jp/content/000281562.pdf>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 7 年 2 月 10 日掲載）

○廃棄物処理の基本方針変更案公表

2024 年 12 月 13 日に開かれた中央環境審議会循環型社会部会（第 58 回）において、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更案が示されました。

この基本方針は 2023 年に改定されたものですが、その後直ぐの改正となりました。今回の改定は、第五次循環型社会形成推進基本計画の目標値と整合させるためとされています。また一人一日当たりの家庭系ごみの排出量、一般廃棄物の出口側循環利用率、産業廃棄物の排出量、産業廃棄物の出口側循環利用率について、令和 12 年度目標は現行の令和 7 年度目標よりも低くなっていますが、過去の実績や経済活動の見通しなどをもとに、各取組を進めた場合の効果を最大限見込んだ値として設定されているとしています。

<https://www.env.go.jp/content/000271522.pdf>

<https://www.env.go.jp/content/000271961.pdf>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 7 年 2 月 3 日掲載）

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題も引き続き、みなさん大好き「マニフェスト」。(ˆoˆ)からでしたね。
では、確認していきましょう。

宿題Q、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の法定記載事項として具体的に列挙されていない事項は次のうちどれか（自主的、任意様式で記載している事項は除く）。

- (1) 管理票の交付年月日
- (2) 管理票の交付番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所
- (5) 処理料金

【解説】

省令第8条の21に「管理票（マニフェスト）の記載事項」11項目が列挙されている（設問では、1項目をさらにいくつかの要素に分けて掲載しているものもある）。

(1)～(4)は規定している事項である。(5)の処理料金については、委託契約書の記載事項であるが、マニフェストの記載事項にはなっていない。

正解 (5)

委託契約書は契約相手等が変わらなければ、特段の手続をしなくとも同じ契約書で何回も長期間有効ですが、マニフェストは処理を委託する度に交付しなければなりません。そのため、記載事項は契約書とマニフェストでは異なっているんですね。
引き続き同じマニフェスト記載事項の問題を。

Q、次のうち、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の記載事項として具体的に列挙されている事項でないものはどれか（自主的、任意様式で記載している事項は除く）。

- (1) 運搬先の事業場の名称
- (2) 運搬先の事業場の所在地
- (3) 運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地
- (4) 産業廃棄物の荷姿
- (5) 産業廃棄物の性状

【解説】

(5)「産業廃棄物の性状」は、委託契約書の「適正処理のために必要な情報」や、特別管理産業廃棄物の委託の際の「あらかじめ交付すべき文書」では規定されている事項ではあるが、マニフェストの記載事項としては規定されていない。

～廃棄物処理問題～

正解（５）

前問の問題と同様に、一定期間継続する委託契約書と、委託の度に交付しなければならないマニフェストでは、自ずと記載事項の必要性、重要性は異なってきます。また、「性状」は産廃の種類によっては分析結果表も必要になることから、委託の度に求められるマニフェストでは法定項目にはしていない、ということでしょうね。ちなみに、委託する産廃の「性状」が違うのであれば、委託契約の法定事項として「情報の提供」が義務付けられています。もう一つ、マニフェストから問題。

Q、次のうち、産業廃棄物管理票について誤っているものはどれか。

- （１）産業廃棄物の種類ごとに交付しなければならない。
- （２）運搬先が２か所以上あるときは運搬先ごとに交付しなければならない。
- （３）管理票交付者は管理票に関する報告をした後は管理票の写しを保管する義務はない。
- （４）委託する産業廃棄物の種類、数量が管理票記載事項と相違ないことを確認のうえ交付しなければならない。
- （５）管理票交付者は、虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、適切な措置を講じるとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

【解説】

（３）管理票交付者は、管理票の写しの送付を受けた日から５年間保存しなければならない（法第１２条の３第６項、省令第８条の２６）。したがって、法第１２条の３第７項の規定による管理票に関する報告をしたあとであっても５年経過していなければ廃棄することはできない。

（５）管理票の写しが送付されない場合の講ずべき措置については、例えば、委託した産業廃棄物が処分されずに放置されている場合にあつては、委託契約を解除して他の産業廃棄物処分業者に委託するなど、個別の状況に応じた適切な措置が考えられる。

（１）は省令第８条の２０第１号、（２）は省令第８条の２０第２号、（４）は省令第８条の２０第３号でそれぞれ規定されている。

正解（３）

ここのところマニフェストのマニアックな問題が続きましたので、今回の宿題は新年度の時に使える新入社員の方向けのものを。



宿題Q

産業廃棄物の収集運搬業（積替保管を行わない）を営むためには、誰の許可を得なければならないか。

- （１）総理大臣
- （２）厚生労働大臣
- （３）環境大臣
- （４）都道府県知事
- （５）市町村長

ワンポイント 安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



令和7年春の交通安全県民総ぐるみ運動

～横断歩道は歩行者優先です～

今年も春の交通安全県民総ぐるみ運動が実施されます。

○運動の期間

令和6(2024)年4月6日(土曜日)
から4月15日(月曜日)までの10日間

○統一行動日

・4月8日(月曜日)

自転車の安全で適正な利用強化の日

・4月10日(水曜日)

交通事故死ゼロを目指す日(全国統一)

・4月12日(金曜日)

「飲酒運転根絶」強化の日

・4月13日(土曜日) **「子どもや高齢者に優しい3S運動」推進強化の日**

令和7年
(2025)
栃木県
実施要綱

春の交通安全 県民総ぐるみ運動

VERY
GOOD
LOCAL
とちぎ

実施期間 令和7(2025)年4月6日(日)から4月15日(火)

**交通安全
スローガン** 高めよう! とちぎの交通マナー
マナーアップ! あなたが主役です

- 1 こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる
道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- 2 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶や
シートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の
ヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

交通ルールを知る、守る。 安全・安心の第一歩!

こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

春の全国交通安全運動

4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」

春の全国交通安全運動

【運動期間】
令和7年 4月6日(日)～4月15日(火)

～ワンポイント安全衛生～

収集運搬車両や営業車が最も優先すべきことは、ポスターにあるように、横断歩道でのルール順守になります。

横断歩道の交通標識や道路標示を確認しましょう。

▼標識（運転者のルール／警視庁）

- ① **横断歩道や自転車横断帯に近づいたときは**、横断する人や自転車がないことが明らかな場合のほかは、その手前で停止できるように速度を落として進まなければなりません。
- ② **歩行者や自転車が横断しているときや横断しようとしているときは**、横断歩道や自転車横断帯の手前（停止線があるときは、その手前）で一時停止をして歩行者や自転車に道を譲らなければなりません。
- ③ **横断歩道や自転車横断帯やその手前で止まっている車があるときは**、そのそばを通過して前方に出る前に一時停止をしなければなりません。
- ④ **横断歩道や自転車横断帯とその手前から 30 メートル以内の場所では**、ほかの車を追い越したり、追い抜いたりしてはいけません。
- ⑤ **横断歩道のない交差点やその近くを歩行者が横断しているときは**、横断歩道標識その通行を妨げてはいけません。
- ⑥ **横断歩道、自転車横断帯とその端から前後に 5 メートル以内の場所では**、駐車も停車もしてはいけません。
ただし、赤信号や危険防止のために一時停止する場合などは別です。

〔一般の横断歩道に設置〕



〔通学路や学校施設周辺等の横断歩道に設置〕

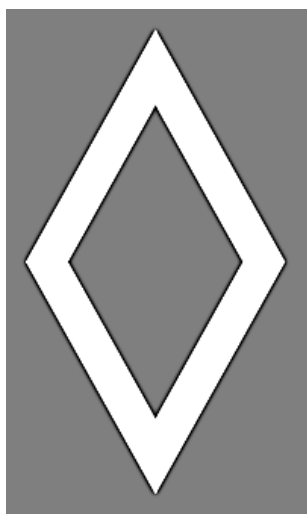


▼標示（ダイヤモンドって何？／警視庁）

ダイヤモンドとは、「この先に横断歩道又は自転車横断帯があります。」と事前に予告する意味の表示で、道路上に白色のペイントで描かれているものです。

ドライバーの方はこのダイヤモンドを見たら、横断歩道の手前であるため、横断歩行者がいる場合には、すぐに停まれるように注意していただくようお願いします。

《**合い言葉として覚えてください「ダイヤの先には横断歩道」**》



〔出典〕

「横断歩道は歩行者優先です」（警視庁HP）

「春の交通安全県民総ぐるみ運動」（栃木県・栃木県交通安全対策協議会）

CSP労働安全コンサルタント（Certified Safety Professional Consultant）とは、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント
会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

《会社訪問》 今回は、正会員の **フジメタルリサイクル株式会社** を訪問しました。

1 会社概要

会 社 名：フジメタルリサイクル株式会社 代表取締役 中村 健吾

本 社：東京都大田区蒲田本町 2-33-8

小山工場：栃木県小山市鉢形 363

TEL 0285-49-1191 FAX 0285-49-1195 ホームページ <http://www.fuji-metal.com>

創 業：平成 14 年 10 月 2 日

2 許可の取得状況

【産業廃棄物処理業】

○産業廃棄物処分業 中間処理（破碎・選別）

許可番号…栃木県（00920100269）、群馬県、神奈川県、茨城県等

○産業廃棄物収集運搬業

許可番号…栃木県（00900100269）、埼玉県、群馬県、千葉県、神奈川県、静岡県等

3 企業理念・企業方針

私たちが目指すこと、鉄スクラップリサイクルにより、社会、地球環境への貢献をすることです。

現在、当社は、神奈川県、茨城県、群馬県、栃木県に 5 拠点、関連会社にて東北に 5 拠点を有し、地域から排出される鉄スクラップを日々、収集加工処理しております。加工処理後は、製鋼原料として需要家様にタイムリーにお届けし、最終的に需要家様の元から、高い品質の製品として、世界中に販売されます。

当社の業務は、ほぼ機械化されております。大型のシュレッダーマシーン、切断機、圧縮機などの先進的な大型設備で、日々大量の鉄スクラップに再生の息吹を吹き込み、資源として再び社会で役立てることが当社の使命です。働く従業員は、設備、機器を操作し、資源再生の使命を果たす喜びを感じ、日々、誇り高く業務を実践しております。再生された製品は、日本有数の高炉メーカー様、電炉メーカー様、鋳物メーカー様に納入され、各需要家様の厳しい品質基準をクリアし、高いご評価を頂戴しております。

当社の業務は一見すると、単純かもしれません。しかし、単純なことほど、無駄なく研ぎ澄まされた、技術と経験が必要となります。当社の強みは、70 年近く磨き続けた技術と経験、まさにそこにあると確信しております。

当社は、スクラップの排出元様には、タイムリーな引取作業を心掛けてスクラップを遅滞なく回収し、そのスクラップの安定供給により、需要家様の生産に寄与する。そういうシンプルだが、無駄のない業務を実践し、ますます厳しくなる環境問題、エネルギー、資源問題へ堂々と胸を張って対処していく所存でございます。



4 会社からひと言

今、時代の潮流は、地球環境の改善と持続可能な循環型社会の構築にあります。私達の企業活動の根幹は、人や社会が不要とした廃棄物に新たな命を吹き込み、限りある資源の「再資源化」を図ることで、地球資源の循環に明確な形で寄与することです。長年、鉄・非鉄の再生事業で培ってきたノウハウを基に新たに産業廃棄物のリサイクル事業全般を手掛け、「作る責任」と「使う責任」の架け橋として経済・環境への真の価値提供を行うべく、日々邁進しています。

《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

こんな時、どうするの？ 建設現場から持ち帰った廃棄物の排出場所は

今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。



(質問 1)

当社は設備工事を行っている会社で、設備の交換をする現場から廃棄物を持ち帰り、ある程度まとめて、排出事業者としてマニフェストを発行し、自ら処分施設に運んで、産業廃棄物を処分しています。この場合、マニフェストに記載する廃棄物の排出場所は設備交換した現場か自社の廃棄物置き場かどちらになりますか。

(協会 1)

廃棄物の排出場所は設備交換した現場ですので工事現場と言うことになると思います。ある程度まとめて処理しているということですが、マニフェストの排出場所には一番多く廃棄物が発生した場所を書き、備考欄にまとめたほかの工事現場名を書くようにすれば、管理しやすいと思います。

(質問 2)

産業廃棄物は持ち帰っちゃダメだと言われることもあるが、少量の場合でもダメなのでしょうか。

(協会 2)

量が多い少ないではなく、自分の廃棄物か他社の廃棄物かで異なります。貴社が下請けで工事を実施した場合、貴社の工事で発生した廃棄物は元請の廃棄物ということになり、元請業者が排出事業者ということになり、元請業者が処理する必要があります。この場合、元請業者からの委託を受けて廃棄物を処分業者まで運ぶことになり、収集運搬の許可が必要になります。この場合、元請業者の委託内容に従って処理することになりますので、勝手に持ち帰って保管することはできません。

持ち帰ってまとめて処理できるのは、貴社が元請で実施したときに発生する廃棄物であり、貴社が排出事業者になる場合です。また、保管場所が事業場の外で保管面積が 300 m²以上の場合にはあらかじめ届出が必要になりますので、御留意ください。

【2月号記事の訂正】

2月号のこのコーナーで、「建設現場等でシールド工法により発生した場合は、建設汚泥となり産業廃棄物に該当し、重金属や有害物質が基準を超えて含まれる場合は特別管理産業廃棄物として、許可を持っている処分業者に委託処理するということになります。」と記載しましたが、カドミウムの含有量で特別管理産業廃棄物に該当するには排出施設が限定されており、建設汚泥は該当しません。従って、カドミウムを含む建設汚泥は、有害な産業廃棄物ということになりますので、訂正させていただきます。なお、法的には産業廃棄物になりますが、処理を委託する場合は有害物質を含むことを必ず委託業者に伝え、適正に処理してください。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

栃木県及び宇都宮市では、令和7年度から産業廃棄物処分業実績報告が簡素化になります。
詳細につきましては、管轄行政機関にご確認ください。

産業廃棄物処分業者の皆さまへ

令和7年度(令和6年度実績分)の産業廃棄物処分業実績報告から、報告負担の軽減を目的とした簡素化を実施します。

【主な変更点】

- ・ 排出事業者毎の入力を廃止し、都道府県毎の集計のみに
- ・ 処分実績と中間処理後の情報の紐付け不要に
- ・ 提出先 栃木県許可業者→栃木県(資源循環推進課)へ(原則、電子申請)
宇都宮市許可業者→宇都宮市(廃棄物政策課)へ(郵送, メール)

【変更のポイント】

- ・ 入力項目を削減し、報告作業の負担を軽減します。
- ・ 必要な統計情報は維持しつつ、業務効率化を図ります。

【施行開始】

- ・ 令和7年4月からの報告分より適用。(報告期限:令和7年6月 30 日(月))

《記載例》(様式第1号)報告添書

黄色の枠内 に必要事項を入力してください。

特記事項は赤枠のとおりです。

(様式第1号)

令和 7 年 4 月 1 日

栃木県知事 福田 富一 様

住所 (法人所在地)
栃木県宇都宮市塩田1-1-20
(法人名称)
株式会社栃木太郎
(法人代表者氏名)
代表取締役 栃木 太郎

氏 名
代表取締役 栃木 太郎

押印
不要

○許可番号
取得している許可の区分に応じて記入してください。
(許可がないものは記入不要)

○処分実績
取得している許可の区分に応じて「あり」又は「なし」を選択してください。
(許可がないものは記入不要)

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処分業の実績報告(令和6年度)について
このことについて、次のとおり報告します。

○添付書類
許可番号と処分実績の記入内容に応じて提出が必要な書類が表示されますので、ご確認ください。

許可の種類	許可番号	処分実績	添付書類
産業廃棄物処分業	00920999999	あり	(様式第2号) 産業廃棄物処分業実績報告
特別管理産業廃棄物処分業	00970999999	なし	

担当者連絡先

部署	氏名
資源循環推進課企画推進担当	栃木 花子

TEL	FAX	E-mail
028-623-3228	028-623-3113	kuragomisor@pref.tochigi.lg.jp

【記載例】(様式第2号)産業廃棄物処分業実績報告

【A表】処分受託の実績

「受入産業廃棄物の種類」「排出元都道府県」「処分方法」の区分ごとに集計した「処分量」を入力してください。

【B表】中間処理後物の処分・再生利用等の実績

「中間処理後物の種類」「処理の方法」「委託先都道府県」の区分ごとに集計した「委託等量」を入力してください。

△A表・B表間のデータを関連付ける必要はありません△

各表とも上段行から詰めて記入してください。

○許可番号、事業者名等

様式第1号から自動で記入されます。

(様式第2号)

産業廃棄物処分業実績報告 (令和6年度)

許可番号: 00920999999

株式会社栃木太郎

○排出元都道府県

該当するものを選択してください。

○量及び単位

t又はm単位とし、小数点第2位までの量を記載してください。単位は該当する方を選択してください。

受入産業廃棄物の種類	排出元都道府県	処分方法	処分量	単位
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	神奈川県	埋立処分(安定型)	400.00	t
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	埼玉県	中間処理	100.00	t
がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)	栃木県	埋立処分(安定型)	500.00	t
がれき類	埼玉県	中間処理	1000.00	t

中間処理後物の種類	処理の方法	委託先都道府県	委託等量	単位
RC材	売却(再生利用)	栃木県	800.00	t
RC材	売却(再生利用)	茨城県	50.00	t
混合廃棄物	埋立処分(管理型)	栃木県	5.00	t
金属くず	売却(再生利用)	栃木県	5.00	t

○受入産業廃棄物の種類

該当するものを選択してください。選択肢は「報告書の記載及び提出上の留意事項 表1 産業廃棄物の種類」とおりです。

○処分方法

該当するものを選択してください。選択肢は「中間処理」「埋立処分(安定型)」「埋立処分(管理型)」「埋立処分(遮断型)」の4種です。

○中間処理後物の種類

廃棄物の場合は、該当するものを選択してください。混合廃棄物の場合は「混合廃棄物」の記入も可能です。再生利用の場合は、販売商品の種類等を記入してください。

○処理の方法

該当するものを選択してください。選択肢は「中間処理」「埋立処分(安定型)」「埋立処分(管理型)」「埋立処分(遮断型)」「売却(再生利用)」の5種です。保管の場合は、記入不要です。

○委託先都道府県

該当するものを選択してください。売却の場合は、販売先(販売支店・営業所(なければ本店))の所在地を記載してください。

(旧)(令和6年度(令和5年度実績分)まで)

	産業廃棄物処分業者	特別管理産業廃棄物処分業者
報告添書	旧様式第1号	
実績報告書	旧様式第4号	旧様式第5号
実績報告書の集計表	旧様式第8号	旧様式第9号
中間処理後の廃棄物の状況報告書	旧様式第10号	旧様式第11号



(新)(令和7年度(令和6年度実績分)より)

	産業廃棄物処分業者	特別管理産業廃棄物処分業者
報告添書	新様式第1号	
実績報告書	廃止	
実績報告書の集計表	新様式第2号	新様式第3号
中間処理後の廃棄物の状況報告書		

産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の皆様には、令和7年2月下旬頃に処分実績の報告についての依頼文書をお送りさせていただきましたので、御協力をお願いします。御不明な点については、以下までお問合せください。

(問合せ先) ○栃木県環境森林部資源循環推進課廃棄物対策担当

TEL:028-623-3098 Email:shinsa-denshin@pref.tochigi.lg.jp

○宇都宮市環境部廃棄物政策課審査指導グループ

TEL:028-632-2928 Email:u0713@utsunomiya.local

栃木県気候変動



身近な気候変動の影響を感じる

市民調査員による

生物季節モニタリング

令和7(2025)年2月

国立環境研究所では、気候変動の影響評価等に役立つ情報を得るため「植物の開花や鳥の初鳴きなどの生物の季節的な反応」を観測する生物季節モニタリングを行っています。
市民調査員は常時募集されており、初めての方も参加が可能です。

生物季節情報から気候変動が見える

春の開花時期の早期化や、秋の紅葉の遅れなど、様々な現象が確認され始めています。

「生物季節」(生物の季節的な応答)に関する情報の蓄積は、気候変動が環境に与える影響を評価する上で非常に有効であるとされています。

過去の観測を生かした試行調査

気象庁・環境省・国立環境研究所は連携・協力し過去の生物季節観測を生かす形で、現代的に発展させる2種の試行調査に着手することにしました。

- ◇ 専門的な調査
- ◇ 広く一般市民に参加いただく調査

生物季節観測の規模縮小

気象庁では、季節の遅れや進み、気候の違い・変化を的確に捉えることを目的として1953年から全国58地点で植物34種目・動物23種目について開花や初鳴き等を観測してきました。

しかし、観測所となる気象台が市街地に位置することが多く、都市化や気候変動の影響により観測対象が見つからないことや、観測対象の木(標本木)の確保が難しくなったことから、2021年から代表的な植物6種目の9現象以外の観測を廃止しました。

市民の協力を求めて試行調査を開始

国立環境研究所は、2021年から試行調査の一つとして市民調査員による「生物季節モニタリング」を開始しました。

現在、全国から530人以上(個人498人、団体22)、栃木県は9人(5市1町)が参加しています。

散歩・通勤・庭先で自然に目を向け
気候変動影響を考えてみませんか

市民調査員の活動内容と参加方法

対象種目の例

- ◆ タンポポの開花日 ◆ ツバメの初見日 ◆ ウグイスの初鳴日
- ◆ モンシロチョウの初見日 ◆ アブラゼミの初鳴日
- ◆ ヒグラシの初鳴日 ◆ カキの開花日 ◆ ツバキの開花日
- ◆ ヒガンバナの開花日 ◆ アキアカネの初見日

植物32種目、動物34種目が観測対象ですが、すべてを観測する必要はありません。庭の草花や、散歩や通勤途中などで、身近な対象種を観測するものです。



生物季節モニタリングの
詳しい内容は
こちら



1 調査員に登録

問い合わせ窓口でメールし、案内される登録フォームに入力

2 観測地点・調査種目の決定

見分け・聞き分けできる生物を選択

3 観測地・調査種目の決定

自宅近くなど長期的に観測可能な場所を選定

4 マニュアルに従い調査

週1回以上のペースで実施

5 観測記録を報告

生物季節現象を確認したら、データシートに入力し、メールで提出

栃木県のデータは少ない状況です。団体での参加も可能！
学校や企業の敷地や周辺で観察しませんか

栃木県気候変動適応センター【事務局：栃木県環境森林部気候変動対策課 ☎028-623-3187】

気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための
適応策に関する情報はセンターHPを御覧ください。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>)

HP



X
(旧 Twitter)

「とちぎカーボンニュートラル15アクション県民運動」
協賛企業

愛称

ニュートラフレンズ

募集中！

通年募集
随時登録



▼「15アクション」ピクトグラム



栃木県では、2050年カーボンニュートラル実現に向け、「とちぎカーボンニュートラル15（いちご）アクション県民運動」を開始し、県民の皆さまに脱炭素行動「15（いちご）アクション」を促す取組を展開しています。

県民運動の認知度向上及び脱炭素行動に取り組む機運醸成のため、運動の趣旨に賛同する企業等を募集します。



オールとちぎでカーボンニュートラル実現を目指そう！

- 【対象】カーボンニュートラルに向けた取組を行っている県内企業等（※） ※栃木県内に本社又は支社等を有し、県内で事業活動を行う企業、団体、個人事業主
- 【申請方法】栃木県電子申請システムの申請フォームに入力 又は 登録申請書の提出（持参・郵送・メール）

注目！

登録のメリット

- 企業等の名称や、提供する「脱炭素行動につながる製品やサービス」を、県HPでPRできます
- ロゴマークやピクトグラムを使用して「カーボンニュートラルに取り組む企業等」であることをPRできます

ニュートラフレンズに登録し、運動のPRをお願いします

▼「とちぎカーボンニュートラル15アクション県民運動」
ロゴマーク



ロゴマーク・ピクトグラムを活用した
運動のPRイメージ



運動に
賛同します

お問合わせ先

栃木県環境森林部気候変動対策課
E-mail : kikou-hendou@pref.tochigi.lg.jp
TEL : 028-623-3187 FAX : 028-623-3259

詳細はこちら



再生碎石・改良土等も規制対象になります。
許可・届出の必要性は栃木県都市政策課にご相談ください。



令和7年4月1日から、盛土等を行う場合は許可が必要です。

栃木県では、令和7年4月1日に県内全域（宇都宮市を除く※）を規制区域に指定し、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の運用を開始します。

盛土規制法とは

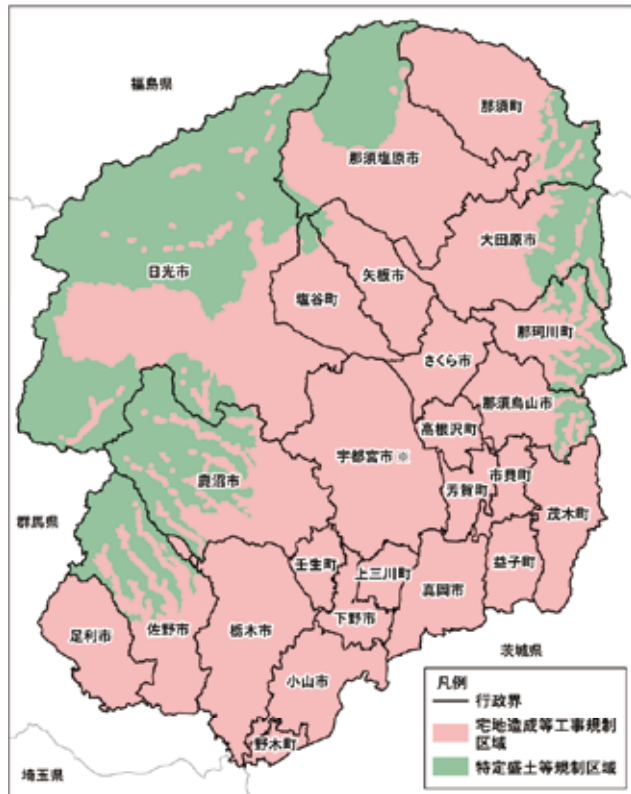
盛土等の安全を確保するための法律です。盛土等に伴う災害から人命を守るため、リスクのあるエリアはできる限り広く規制区域に指定する必要があります。規制区域は以下の2種類があります。

- ・宅地造成等工事規制区域
- ・特定盛土等規制区域

規制区域に指定されると

盛土等を行う場合は、あらかじめ許可又は届出が必要になります。過去の盛土等も含めて、土地所有者等ができる限り土地を常に安全な状態に維持することが必要です。

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域



※宇都宮市は中核市であるため、盛土規制法に基づく事務は市が実施しており、令和6年10月2日に規制区域を指定済です。

許可対象となる盛土等の規模

＜土地の形質の変更(盛土・切土)＞

赤文字 宅地造成等工事規制区域 緑文字 特定盛土等規制区域

■宅地を造成するための盛土・切土 ■残土処理場における盛土・切土 ■太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2m超 5m超 の 崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 500㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

＜一時的な土石の堆積＞

■土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 500㎡超 となるもの
イメージ図		

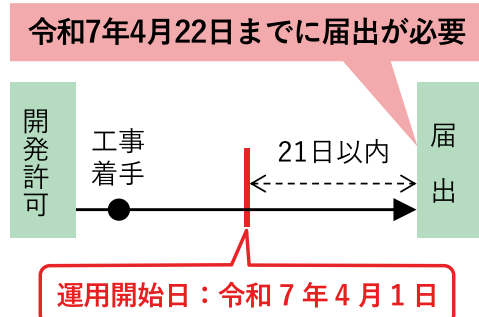
■ 区域指定時点で工事を行っている場合の届出

令和7年3月31日以前に工事着手しており、運用開始日時点も工事中の盛土等については、令和7年4月22日までに届出が必要となります。

➤ 開発許可との関連

都市計画法に基づく開発許可を受けていた場合でも、令和7年4月1日の運用開始日時点で、工事未着手の場合は、開発許可とは別に盛土規制法に基づく許可が必要となりますので、ご注意ください。

なお、令和7年4月1日の運用開始日以降に都市計画法に基づく開発許可を受けて行われる工事については、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます（みなし許可）。



■ 許可申請・届出

許可申請・届出は、下記市町にご提出いただくこととなりますが、盛土規制法の適合状況等を事前に確認する必要がありますので、申請等に先立ち、必ず栃木県都市政策課と事前協議（相談）を実施してください。具体的な協議（相談）方法は、下記のホームページをご確認ください。

●相談（審査）窓口

栃木県 県土整備部 都市政策課 盛土安全推進班 tel 028-623-2801

●申請・届出窓口

市町名	担当課名	電話番号	市町名	担当課名	電話番号	市町名	担当課名	電話番号
足利市	都市政策課	0284-20-2168	矢板市	都市整備課	0287-43-6213	芳賀町	都市計画課	028-677-6020
栃木市	環境課	0282-21-2422	さくら市	生活環境課	028-681-1126	壬生町	生活環境課	0282-81-1834
佐野市	都市計画課	0283-20-3100	那須烏山市	都市建設課	0287-88-7118	野木町	生活環境課	0280-57-4131
鹿沼市	都市計画課	0289-63-2215	下野市	都市政策課	0285-32-8909	塩谷町	建設水道課	0287-45-1114
日光市	都市計画課	0288-21-5102	上三川町	地域生活課	0285-56-9131	高根沢町	都市整備課	028-675-8107
小山市	都市計画課	0285-22-9234	益子町	建設課	0285-72-8842	那須町	建設課	0287-72-6907
真岡市	都市計画課	0285-83-8153	茂木町	建設課	0285-63-5621	那珂川町	建設課	0287-92-1118
大田原市	都市計画課	0287-23-8758	市貝町	建設課	0285-68-1117			

※ 那須塩原市は、栃木県都市政策課に直接ご提出ください。

盛土規制法に関する詳細な情報は、以下のホームページを、ご覧ください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h08/kikaku/moridokiseihou.html>

栃木県 盛土規制法

検索



栃木県 県土整備部 都市政策課 盛土安全推進班

tel 028-623-2801 / fax 028-623-2595

Email : moridoanzen@pref.tochigi.lg.jp

栃木県内のまつり・イベント情報(3月・4月)



期日	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL
2月1日(土)～3月31日(月)	きぬ姫まつり	日光市	鬼怒川温泉街(日光市鬼怒川温泉)	鬼怒川・川治温泉旅館協同組合	0288-77-1039
3月1日(土)、23日(日) 10:00～14:00	バードウォッチング教室	日光市	赤沼駐車場(集合場所)	日光自然博物館	0288-55-0880
3月9日(日)～16日(日) 10:00～15:00	第28回 観音山梅まつり 〔市貝町〕	市貝町	観音山梅の里 (芳賀郡市貝町市塙3501)	市貝町観光協会	0285-68-3483
3月15日(土)～16日(日)	今市夜市	日光市	報徳二宮神社境内・二宮神社社会館	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
3月20日(木)～11月30日(日)予定	さかなと森の観察園開園	日光市	さかなと森の観察園	・さかなと森の観察 ・国立研究開発法人 水産研究・教育機構 日光庁舎	0288-55-0160 (開園中) 0288-55-0055 (休園中)
3月20日(木)～5月6日(火)	第46回天平の花まつり〔下野市〕	下野市	天平の丘公園(下野市国分寺993-1)	(一社)下野市観光協会	0285-39-6900
3月21日(金)～4月20日(日)	第17回氏家ゆうゆうパーク桜まつり	さくら市	氏家ゆうゆうパーク(さくら市氏家1317)	さくら市氏家観光協会	028-681-5757
3月22日(土) 10:00～12:00	花の山アロマ体験教室	茂木町	樹の花自然園花の山 (茂木町大字小山1067)	樹の花自然園花の山	0285-65-1187
3月22日(土)～4月20日(日)	大田原市さくら祭	大田原市	龍城公園、龍頭公園 (大田原市山の手2丁目、城山2丁目)	大田原市観光協会	0287-54-1110
3月28日(金)～4月6日(日)〔予定〕	鬼怒川温泉夜桜ライトアップ～鬼怒川万華郷～	日光市	藤原町護国神社・鬼怒川温泉神社(日光市鬼怒川温泉滝)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
3月29日(土)～4月6日(日)	しのめ花まつり	壬生町	東雲公園(壬生町大字壬生甲…国道352号線、東雲橋付近の公園)	壬生町観光協会	0282-81-1844
3月中旬～(未定)	日光桜回遊	日光市	日光市内(日光駅から世界遺産日光の社寺周辺)	日光市観光協会	0288-22-1525
3月30日(日) 8:00～15:00頃(卵のお返しも同時間で対応)	岩崎観世音堂	日光市	岩崎観世音堂(日光市岩崎1686)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
3月30日(日)～4月30日(水)	芝ざくらまつり	市貝町	芝ざくら公園(芳賀郡市貝町見上614-1)	市貝町観光協会	0285-68-3483
3月下旬～4月上旬	菜の花・桜まつり	益子町	小宅古墳群(亀岡八幡宮<益子町小宅1369-1>隣)	ましこ花のまちづくり実行委員会事務局(益子町観光商工課)	0285-72-8846
3月未定	那須神社永代々神楽	大田原市	那須神社(大田原市南金丸1628)	那須神社	0287-22-3281
3月未定	八龍神社例大祭「羽田太々神楽奉納」	大田原市	八龍神社(大田原市羽田846)	大田原市文化振興課	0287-23-3135
4月・5月の土曜・日曜・祝日 6月の第2日曜日 各日9:00～16:00	物外軒(ぶつがいけん)茶室無料公開(足利市指定文化財/国登録記念物)	足利市	物外軒(足利市通6丁目3165-2) ※織姫公民館北側	足利市文化課文化財保護・世界遺産推進担当	0284-20-2230

※イベント中止等の場合がありますので、お出かけの際は上記にお問い合わせください。

ライフプランコラム「いま、できる、こと」

ノーリスクを理解していれば、 金融詐欺には遭わない、という話し

資産形成セミナー講師で、一番難しいと感じるのは、「投資のリスクとリターン」のことを参加者に理解頂くことです。そして、この「リスクとリターン」は、とても大切な金融リテラシー（＝お金の知識と判断力）と位置付けられています。というのも、金融経済教育推進会議が公表している「金融リテラシー・マップ※1」では、中学生以上が身に付けるべき金融リテラシーの一つとして、「リスクとリターンの関係について理解すること」が掲げられているからです。

それでは、「リスクとリターン」とはどういうことなのか、日本証券業協会のHP※2を参考に確認してみましょう。

■ 金融商品の「リスク」とは「リターンの振れ幅がある」こと

- ① リターンとは、資産運用を行うことで得られる成果のことであり、収益が得られることもあれば、損失が出ることもあります。
- ② 一方、一般的にリスクとは「危険なこと」「避けるべきこと」という意味で使われていますが、資産運用の世界では、リスクとはリターンの不確実性の度合い（振れ幅）のことを表しています。

■ 「リスク」と「リターン」には密接な関係があります

- ③ リスクを低く抑えようとするともリターンは低下し、高いリターンを得ようとするともリスクも高まります。
- ④ 従って、「リスクがなく（低く）、リターンが高い金融商品」は存在しません。

この説明の中で、特に注目すべきは②ですね。要は、普段の生活の「リスク」と投資の世界の「リスク」は異なっている、ということです。だから、一般的な感覚として、なかなか投資の「リスク」のことが腹落ちしないのだと思います。そして、最近のセミナーでは、「リスク」を直接的に説明するのでは

く、逆に「ノーリスクとは？」を考えてもらって、参加者の反応が変わってきたと感じています。以下、どんな話しなのかご紹介しましょう。

まず、普段の生活で「リスク」と言えば、「危険なこと」「損すること」等ですので、逆に「ノーリスク」とは「安全」ということになります。一方、投資の「リスク」とは「リターンの上下の振れ幅」のことですが、こちらも逆に考えると、「ノーリスク」とは「リターンの上下の振れ幅がない」、すなわち、「儲かる可能性がない」ということです。つまり、「ノーリスク」とは普段の生活では「安全」ですが、投資の世界では「ノーリターン」ということなのです。

続いて、「ノーリスク」を普段の生活と投資とで混同しないでください、と申し上げています。例えば、「損したくないから投資しない」という考え方、それ自体はアリですが、実はこの考え方を「逆も真なり」として利用しているのが金融詐欺です、とお伝えしています。ということかと言うと、「損したくないから投資しない」は、その逆「損しないなら投資する」という考え方に繋がりがやすく、投資のことなのに「損しない→（普段の生活の）ノーリスク→安全」と勘違いして、騙されてしまう人が後を絶たない、という訳です。一方、「投資のノーリスクは儲かる可能性がないこと」「リターンを得るにはリスクを取らなければならないこと」さえ理解していれば、金融詐欺に遭いそうになっても「何か変だぞ！」と気付くことができます、と説明しています。（「なるほど！だから金融リテラシーって大切！」と思って頂ければ幸いです（^^♪）

※1 生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシーを、年齢層別に体系的、具体的に記したもの 大和証券 ワークプレイスビジネス部

※2 日本証券業協会HP「投資の時間」より引用（丸数字は大和証券が付番）

～栃木県立美術館からのお知らせ～

TANIUCHI EXHIBITION ROKURO



谷内六郎展

— 昭和ノスタルジーの世界へ —

《ミシンの音》『週刊新潮』1963(昭和38)年7月8日号表紙絵原画 横須賀美術館蔵 ©Michiko Taniuchi

2025.4.19[土] → 6.15[日] 開館時間 午前9時30分 → 午後5時 ※入館は午後4時30分まで

休館日：月曜日(5月5日(月)は祝日のため開館)、5月7日(水) 観覧料：一般1,200(1,000)円、大高生600(500)円、中学生以下無料 ()内は20名以上の団体料金
無料日：6月14日(土)、6月15日(日・県民の日) 主催：栃木県立美術館 協力：横須賀美術館 後援：朝日新聞宇都宮総局、宇都宮コミュニティFM ミヤラジ、
NHK宇都宮放送局、株式会社エフエム栃木、下野新聞社、東京新聞宇都宮支局、株式会社とちぎテレビ、株式会社栃木放送、毎日新聞宇都宮支局、読売新聞宇都宮支局

栃木県立美術館
Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts



海や川で遊んだ夏休み、寒くてもどこか暖かい雪景色、家族との思い出、町や森で見かけた不思議なもの。柔らかくあたたかな風景の中に生きる子どもたちの日々は、ちいさなドキドキやワクワクにあふれていました。谷内六郎は、昭和という時代に生きた子どもたちの生活や社会の変化を独自のタッチで表現した画家です。六郎は、『週刊新潮』の表紙絵を1956(昭和31)年の創刊号から描きはじめ、1981(昭和56)年に亡くなるまでの26年の長きにわたり、あたたかく優しいイラストを描き続けました。本展では、六郎がアトリエを構えた神奈川県横須賀市に立つ横須賀美術館が所蔵する多数の作品の中から厳選した『週刊新潮』表紙絵の原画約120点に加え、小説の装丁や絵本の挿絵の原画などを展示し、昭和の生活を色濃く表した六郎のノスタルジーの世界へいざないます。

【関連イベント】

谷内広美氏による スペシャルギャラリートーク

谷内六郎の長女・広美氏に父・六郎との思い出や作品について語っていただきます。

◆ 期日：4月19日(土) 午後1時30分～

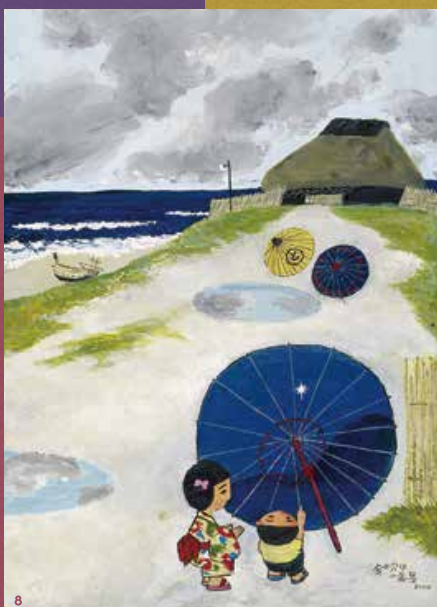
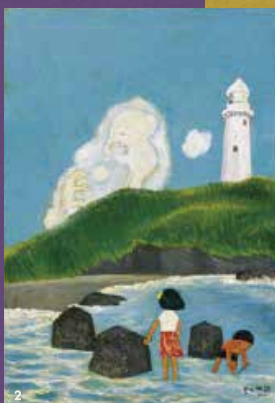
◆ 集合場所：企画展示室入口

※申込不要。当日の企画展観覧券が必要。

【同時開催】

コレクション展Ⅰ 見て、聞いて、美術館

◆ 期日：2025年4月19日(土)～6月15日(日)



『週刊新潮』表紙絵原画

すべて横須賀美術館蔵、日付は表紙掲載号発行日

©Michiko Taniuchi

1. 《虫の劇場》1957(昭和32)年7月8日
2. 《雲の物語》1960(昭和35)年8月1日
3. 《木鉄の音はおなかにひびく》1960(昭和35)年9月12日
4. 《お父さんおえり》1956(昭和31)年10月8日
5. 《ほたる》1959(昭和34)年7月6日
6. 《家のいる山》1977(昭和52)年2月3日
7. 《夜の公衆電話》1959(昭和34)年11月16日
8. 《傘の穴は一番星》1961(昭和36)年5月22日



【交通案内】

○電車・バス

- ・JR東京駅から東北新幹線にて約50分
- ・JR宇都宮駅(西口6番・7番バス乗場)、東武宇都宮駅から「関東バス作新学院・駒生行き」にて「校通十文字」バス下車 徒歩5分

○自家用車

- ・東北自動車道鹿沼ICより約10km、約20分
- ・北関東自動車道壬生ICより約13km、約25分

担当学芸員によるギャラリートーク

◆ 期日：4月27日(日)、5月18日(日)、6月1日(日)

各回とも午後2時～(1時間程度)

◆ 集合場所：企画展示室入口

※申込不要。当日の企画展観覧券が必要。

【宇都宮美術館のご案内】

まど・みちおのうちゅう

—うちゅうの あんなに とおい あそこ に さわる—

◆ 期日：2025年4月27日(日)～6月29日(日)

※詳細は宇都宮美術館へお問い合わせください。TEL 028-643-0100

栃木県立美術館

Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7

TEL 028-621-3566

<https://www.art.pref.tochigi.lg.jp/>



会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行っております。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力

何かご不明な点がございましたら、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

【協会の皆様へ】 一 許可証の変更等について一

協会の皆様から御提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には、住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので、当協会まで御連絡ください。

□氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL 又は FAX 番号の変更も含む）

□廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更（許可証の写しを添付）及び廃止したとき

一 編集後記 一

春が来たかと思えば雪が降り、暖かかったり寒くなったり、おまけに花粉が飛んできて体調管理に苦慮しています。

協会の隣にある桜美公園の梅が咲き、桜の開花が待ち遠しく思います。

令和6年度も今月までで、来月はもう新年度が始まります。来年度から盛土規制法が一部適用され、会員の中でも届出が必要な方もいらっしゃいます。一方、今年度から収集運搬の実績報告書が不要になり、来年度からは処分業の実績報告書が大幅に簡素化され、報告書作成の手間が大幅に削減されます。県、宇都宮市の判断に敬意を表したいと思います。来年度は、廃棄物処理法の改正や栃木県の廃棄物処理計画策定の年であり、どんな改正があるのか、どんな処理計画ができるのか、期待したいと思います。

一 事務局だより 一

☆ 2月4日（火）

公益社団法人全国産業資源循環連合会全国正会員事務局責任者会議がWeb会議において開催され、湯澤専務理事と中指事務局次長が参加しました。

☆ 2月19日（水）

（公社）全国産業資源循環連合会全国正会員会長会議が、東京都千代田区の衆議院憲政記念館において開催され、神山副会長が出席しました。

☆ 2月20日（木）

宇都宮市不法投棄未然防止連絡協議会が、宇都宮市役所において開催され、中指事務局次長が出席しました。

☆ 2月26日（水）

2025年度許可等講習会における事務取扱説明会が、Web会議において開催され、中指事務局次長が出席しました。